



白川浩平税理士事務所
ニュースレター

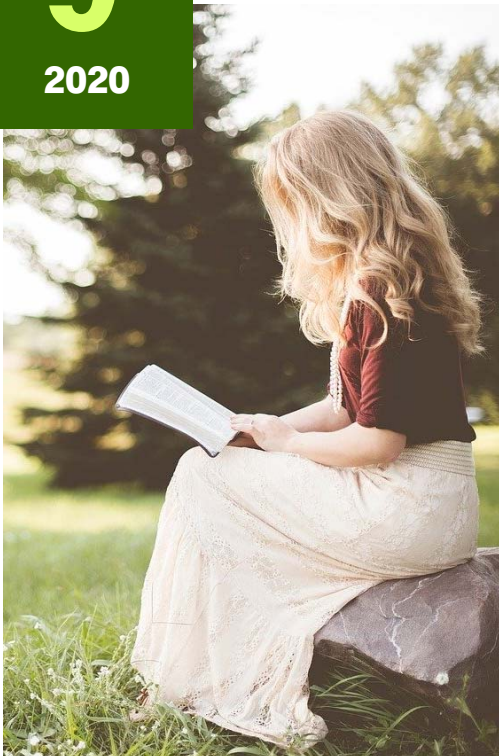
NEWS LETTER

9月1日は防災の日です。今年も大雨による水害が各地で発生していますので、自社の防災対策が十分かどうか、見直してみてもいいでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

9

2020



法人による災害支援に関する 税務上の取扱い

395万人が利用する「ふるさと納税」
泉佐野市などが指定対象に

新型コロナウイルス感染症に
関連した雇用保険の特例

BCP（事業継続計画）策定に
よる効果

白川浩平税理士事務所

高知市堺町2番26号高知中央ビジネススクエア 8 F

TEL：088-855-8205 / FAX：088-854-6466

info@shirakawa-office.com

法人による災害支援に関する 税務上の取扱い

今年も全国で災害が発生しています。被害に遭われた方におきましては、心よりお見舞い申し上げます。災害が発生したときには、国や地方公共団体の他、法人や個人からの『支援』は欠かせません。このような『支援』を法人が行ったときの税務上の取扱いを確認します。

■ 災害義援金

日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会（以下、中央共同募金会）などが募集する“災害義援金”を法人が支払った場合には、その全額を「国等に対する寄附金」として、支払った日の属する事業年度の損金の額に算入します。

この場合における“災害義援金”とは、当該義援金が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものをいいます。

たとえば、日本赤十字社や中央共同募金会が募集している『令和2年7月豪雨災害義援金』が該当します。

■ 災害見舞金

(1) 自社の従業員等に対するもの

被災した自社の従業員等に対して災害見舞金を支給した場合には、“一定の基準”を定めた規程に則ったものであれば、福利厚生費として損金の額に算入することができます。

この場合における“一定の基準”とは、①合理的な基準による支給であること、②社会通念上相当の範囲内の金額であること、などをいいます。

(2) 取引先に対するもの

通常、取引先への見舞金は、交際費等として取扱います。ただし、被災した取引先に対する災害見舞金については、被災の程度や取引状況等を勘案した相応の金額であれば、交際費等ではなく、損金として取扱います。

■ 売掛金等の免除

通常、取引先に対する売掛金あるいは貸付金の利子の免除を行った場合には、交際費等又は寄附金として取扱います。ただし、その免除の相手が被災した取引先であるときは、通常の営業活動を再開するまでの期間内に復旧支援を目的として行われたものであれば、損金として取扱います。これは、低利融資の場合も同様です。

■ 自社製品の無償提供

自社製品を救援物資として提供したときに、当該提供ための費用を広告宣伝費に準じて損金の額に算入するためには、提供先が災害による被害を受けた**不特定又は多数の者**である必要があります。他方、限られた特定の者への贈答を目的としたものは、交際費等又は寄附金として取扱います。

“支援”のカタチは様々です。税務上の取扱いで不明な点がございましたら、当事務所へお問合せください。

【参考】

国税庁「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ」https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/pdf/0018007-094_01.pdf

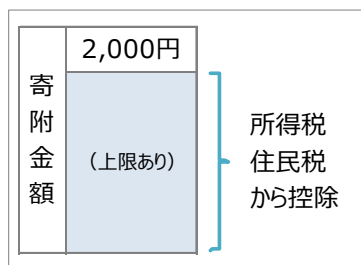
395万人が利用する「ふるさと納税」 泉佐野市などが指定対象に

令和2年6月、大阪府泉佐野市は最高裁で逆転勝訴したことで、「ふるさと納税」を適用することができるようになりました。

今や個人が行う寄附の代表が、この「ふるさと納税」です。総務省の推計※によると、令和元年度の「ふるさと納税」に係る控除適用者数は、全国で395.2万人。前年度の295.9万人から約100万人の増加です。利用者の増加が衰えない「ふるさと納税」について、改めて概要を確認します。

2,000円を超える金額を控除

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体（以下、団体）へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。



指定を受けた団体

令和元年6月1日から制度が変更され、「ふるさと納税」を適用するには寄附先が**総務大臣の指定を受けた団体**でなければなりません。

変更当初、適用することができない寄附先として、以下の5団体がありました。

東京都、小山町（静岡県）、泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

これらのうち東京都を除く4団体は、申請をしたにもかかわらず指定を受けられません

でした。この不指定を不服とし、泉佐野市が起こした不指定の取消を求めた裁判について、最高裁判所が泉佐野市の主張を認めたことを受け、4団体は「ふるさと納税」の対象となる団体として、それぞれ次の期間について総務大臣から指定されました。

○令和元年6月1日から令和2年9月30日まで

泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山県）、みやき町（佐賀県）

○令和2年7月23日から令和2年9月30日まで

小山町（静岡県）

なお、「ふるさと納税」の返礼品を巡り問題が生じた奈半利町（高知県）は、令和2年7月23日付で指定を取り消されました。

申告せずに同様の節税効果

通常「ふるさと納税」は、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、「ふるさと納税」の寄附先が5か所以内の場合は、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“**ワンストップ特例制度**”といいます。先の総務省の推計※では、令和元年度の同制度の適用者は161.6万人と、4割強が利用しています。

「ふるさと納税」といえば、返礼品目当てと思いがちですが、災害支援の手段として利用することができます。たとえば“令和2年7月豪雨”の支援に、「ふるさと納税」を活用されてみてはいかがでしょうか。

（※）総務省「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査について」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190802.html

新型コロナウイルス感染症に 関連した雇用保険の特例

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の拡大を背景に、家族の介護や子どもの世話のために退職せざるをえなくなる、また、雇止めや解雇される労働者が多く発生しています。今回は、このような離職者が受けられる雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）に関する特例について確認します。

■ 給付制限が行われない措置

失業手当は、離職理由により一定期間、給付を受けることのできない給付制限の期間が設けられています。ただし、特定受給資格者（倒産や解雇等が理由の離職者）や、特定理由離職者（一定の雇止め、転居や婚姻等による自己都合退職等が理由の離職者）は、この給付制限の期間が設けられていません。

新型コロナの影響として、2020年2月25日以降に以下の理由により離職した人は、特定理由離職者として扱うことにより、給付制限の期間が設けられないこととなっています。

- ① 同居の家族が新型コロナに感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ② 本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③ 新型コロナの影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合

■ 給付日数の延長

新型コロナにより、経済状況は急激に悪化し、以前の状況に戻るには相当の時間を要するともいわれています。求人倍率も大幅に減少し、離職者の求職活動の長期化等が予想されます。そのため、失業手当の受給者について、給付日数が延長されることになりました。

対象となる離職者は、以下の対象者のうち、2020年6月12日以降に所定給付日数分の基本手当の支給が終了する人です。

離職日	対象者
2020年4月7日以前	離職理由を問わない（全受給者）
2020年4月8日から 2020年5月25日まで	特定受給資格者および特定理由離職者
2020年5月26日以降	新型コロナの影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者および特定理由離職者（雇止めの場合に限る）

延長される給付日数は原則60日ですが、以下に該当する人は、30日となります。

- 35歳以上45歳未満で所定給付日数270日の人
- 45歳以上60歳未満で所定給付日数330日の人

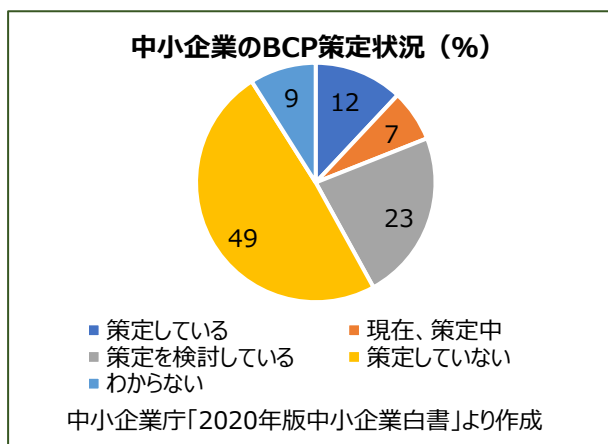
所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合等、対象とならないこともあります。その一方で新型コロナにより求職活動ができない場合や、ハローワークに出向いて失業の認定が受けられない場合の特例も設けられています。新型コロナの影響で離職する従業員には、特例が設けられていることを伝えるとよいでしょう。

BCP(事業継続計画)策定による効果

企業には突然の災害や感染症など、事業の継続を脅かす事態に備えることが求められます。その対策としてBCP（事業継続計画）の策定があります。

BCP策定割合が低い中小企業

2020年版中小企業白書（以下、白書）※によると、2019年に行われた調査における中小企業のBCP策定状況は下グラフのとおりです。



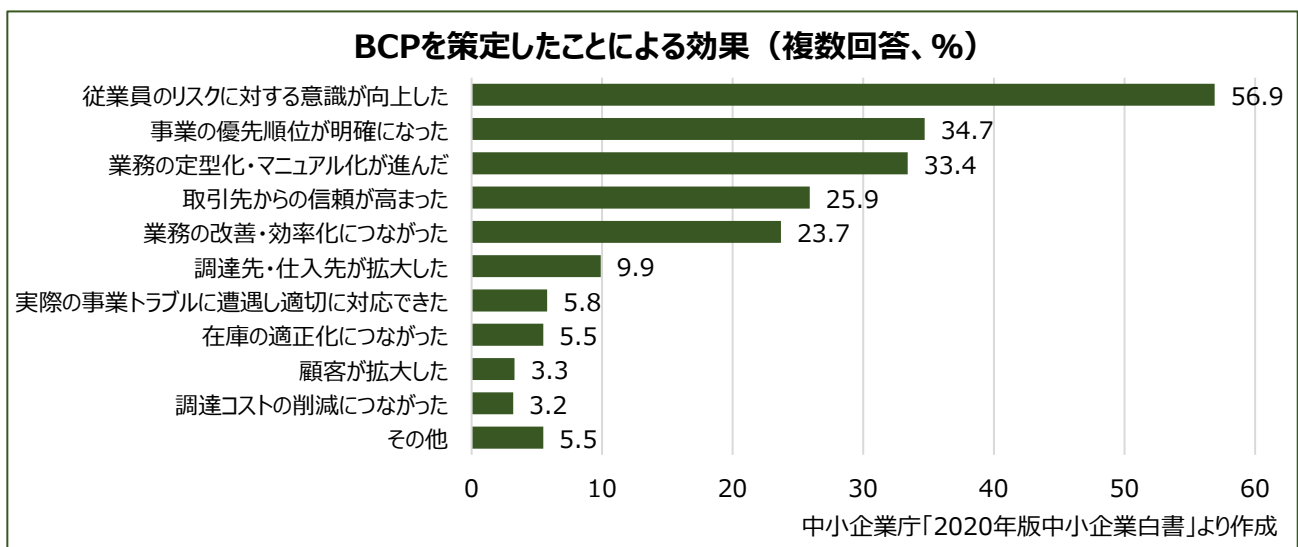
策定している割合は12%です。ちなみに、大企業の策定割合は29%でした。

BCP策定による効果

中小企業の策定割合が低いBCPですが、白書からBCPを策定した中小企業における効果をまとめると、下グラフのとおりです。

従業員のリスクに対する意識の向上が、50%を超えました。その他、業務の優先順位の明確化や業務の定型化・マニュアル化の進展、取引先からの信頼向上など、いろいろな面で効果がでているようです。

中小企業庁では、中小企業のBCP策定を支援するページ「中小企業BCP策定運用指針」(<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)を用意しています。BCPに取り組んだことのない企業は、こうしたページなども参考にしながら、BCPの策定に取り組んではいかがでしょうか。



※中小企業庁「2020年版中小企業白書」

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/PDF/2020_pdf_mokujityuu.htm

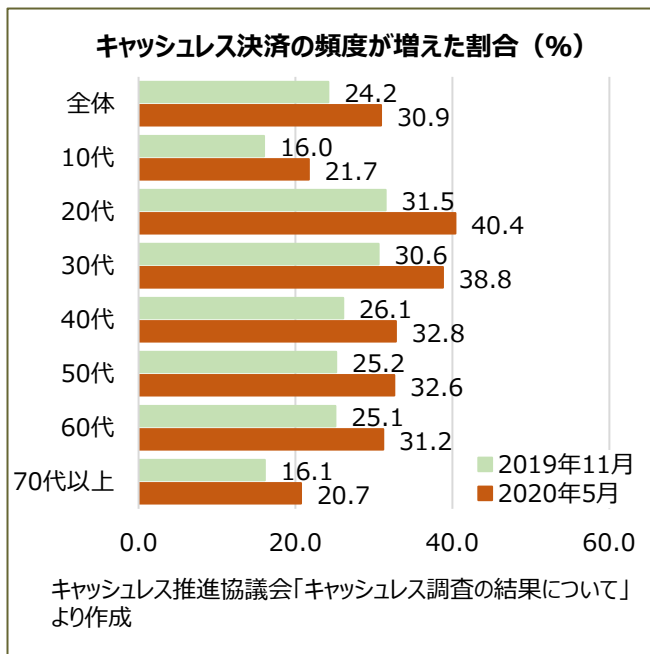
BCPは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことをいいます。

還元事業実施による キャッシュレス決済の利用状況

昨年10月から始まったキャッシュレス・ポイント還元事業（以下、還元事業）が6月30日で終了しました。ここでは経済産業省が発表した調査結果*から、還元事業実施による消費者のキャッシュレス決済の利用状況をみていきます。

■ すべての年代で利用頻度が増加

上記調査結果から、還元事業実施によって、キャッシュレス決済の頻度が増えた割合をまとめると、下グラフのとおりです。



全体では5月時点で30.9%と、11月時点よりも6.7ポイント増加しました。

1週間に1回以上利用している割合 (%)

	全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
クレジットカード	34.1	6.8	31.3	38.8	34.3	35.9	38.3	31.1
デビットカード	2.5	2.6	4.6	3.4	2.5	2.2	1.6	1.5
交通系電子マネー	5.0	6.7	8.1	7.8	5.3	4.4	3.4	1.8
交通系以外電子マネー	18.2	8.1	15.0	19.7	21.8	23.7	21.5	13.9
QR/バーコード決済	17.4	12.2	24.2	26.8	21.2	19.4	14.7	6.7

※交通系電子マネーは買い物等での利用割合

キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス調査の結果について」より作成

■ 進むクレジットカード以外の利用

2020年5月時点で、1週間に1回以上キャッシュレス決済を利用している割合を、種類別にまとめると下表のとおりです。

10代以外は、クレジットカードの利用割合が最も高い状況です。その他、交通系以外電子マネーが40～60代で、QR/バーコード決済は20～40代で20%を超えるなど、クレジットカード以外の利用も進んでいることがうかがえます。

■ 8割が今後も利用したいと回答

キャッシュレス決済の今後の利用については、利用している消費者の80%が還元事業終了後も利用したいとしています。

還元事業によって、消費者のキャッシュレス決済利用が進みました。事業者側もキャッシュレス対応を進めることが、顧客の利便性を高め、顧客獲得にも役立つでしょう。

*2020年6月30日の経済産業省ニュースリリース「キャッシュレス・ポイント還元事業に関する消費者及び店舗向けアンケートの調査結果を公表しました」に掲載の「キャッシュレス調査の結果について」。この調査は一般財団法人キャッシュレス推進協議会が3回にわたり実施したもので、各回、消費者約2万7,000人、事業者7,000社程度が回答しています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630003/20200630003.html>

今月は19日から4連休があります。取引先の休業状況も確認しておきましょう。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2020年9月

お仕事備忘録

1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)
2. 厚生年金保険の標準報酬月額最高等級引き上げ
3. 地域別最低賃金の改定額の公示
4. 各種助成金の延長期間
5. 複数就業者の労災保険給付の取扱い変更
6. 障害者雇用支援月間
7. 防災や安全対策の見直し

1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

2. 厚生年金保険の標準報酬月額最高等級引き上げ

現在、厚生年金保険の標準報酬月額は、最高等級が31等級(62万円)となっていますが、2020年9月1日から新たに32等級(65万円)が追加されます。これにより、報酬月額が63万5千円以上であれば32等級となり、保険料が増えることとなります。

3. 地域別最低賃金の改定額の公示

10月1日以降に発効される2020年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県ごとに改定額と発効年月日が異なるため、確認の上、自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかどうか調べるようにしましょう。

4. 各種助成金の延長期間

助成率及び上限金額の引き上げが行われた雇用調整助成金の緊急対応期間と、小学校休業等対応助成金の対象期間は、いずれも9月30日までです。(7月30日時点の情報です)

5. 複数就業者の労災保険給付の取扱い変更

労働者災害補償保険法の改正により、2020年9月1日以降、複数の会社で就業している人が労働災害にあった場合、労災保険の給付額は、すべての勤務先の賃金額を合算した金額をもとに決定されるようになります。

6. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.2%となっていますが、2021年4月までに2.3%への引き上げが予定されています。そのため法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

7. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

[交通安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。



2020.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	友引	
2	水	先負	
3	木	仏滅	
4	金	大安	
5	土	赤口	
6	日	先勝	
7	月	友引	白露
8	火	先負	
9	水	仏滅	
10	木	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分）
11	金	赤口	
12	土	先勝	
13	日	友引	
14	月	先負	
15	火	仏滅	
16	水	大安	※例年9月16日に開始される新卒高校生の採用選考・内定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本年度は10月16日より開始となります。
17	木	友引	
18	金	先負	
19	土	仏滅	
20	日	大安	
21	月	赤口	敬老の日 ●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	火	先勝	秋分 秋分の日
23	水	友引	
24	木	先負	
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	赤口	
28	月	先勝	
29	火	友引	
30	水	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）